

令和3年4月16日

関係各機関 各位

女性最高裁判事の任命を求める要望書

日本女性法律家協会
会長 佐貫 葉子

当協会は、昭和25年（1950年）に設立された、女性の裁判官、検察官、弁護士及び法学者から構成される全国組織であり、我が国における唯一の女性法律専門家集団として、長年にわたり、法律文化の発展と女性の地位に関する調査研究と意見の発表、国連NGO団体への参加、他の女性団体との連携等の活動を続けてまいりました。

令和3年中に、最高裁判所判事4名の交替が予定されていることを踏まえ、当協会は、以下のことを要望いたします。

I 要望事項

令和3年中にご退官される女性判事1名を含む4名の最高裁判所判事の後任に、複数名の女性を任命されるよう要望いたします。

II 要望の理由

1 概括

- (1) 平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行された後、同法に基づきこれまで5次にわたり男女共同参画基本計画が策定されてまいりました。平成17年策定の第2次基本計画中には、「社会のあらゆる分野において、2020年（令和2年）までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待し、各分野における取組を促進する」旨のいわゆる「202030ビジョン」が盛り込まれましたが、令和2年を迎えても、各分野において30%という水準にまったく届かなかったことは周知のとおりで

す。このため、同年12月に閣議決定された第5次基本計画においては、現状を踏まえて「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進める」旨の内容に後退を余儀なくされました。

この30%という数字は、意思決定の場でたとえ多数でなくても、影響力を及ぼすグループになるための分岐点であり、これを越えたクリティカル・マスであることが、多様な意見を反映し得るために必要とされていることは、ご承知のとおりです。

- (2) 国際社会は、早くから権力及び意思決定レベルにおける平等の実現を目指してまいりました。平成7年（1995年）に開催された国際連合主催による第4回世界女性会議においては、「政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において、例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置（ポジティブ・アクション）を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。」という行動綱領が採択されました。

近年は各国ともその取り組みを加速させており、例えば、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー・ギャップ指数において、平成8年に70位であったフランスは、令和2年の同指数において、15位まで順位を上げております。憲法改正をしていわゆる「パリテ条項」（男女同数条項）を導入し、各分野で積極的にクオーター制を促進した成果によるものです。ちなみに現在、我が国の最高裁判所に該当する破棄院については、破棄院長は女性であり、部長判事6名のうち2名が女性です。指導的地位にある裁判官7名のうち、3名が女性ということになります。

これに対して、平成8年に79位であった日本は、その後も順位を下げ続け、令和2年には153か国中121位となって、前年と同じく過去最低となりました。日本は、先進諸国において最下位であることはもとより、日本より下位の国は、宗教上の理由等からそもそも男女平等が国の基本的指針として認められていない国がほとんどです。

2 最高裁判所判事に占める女性の割合

(1) 現在、最高裁判所判事に占める女性の割合は、15名中2名で、構成比率は13%です。

また、これまでの推移を鑑みれば、最高裁判事に任命された女性は、平成6年2月任命の高橋久子氏を嚆矢に、僅か7名しかおりません。最高裁判事に任命された者の総数は182名ですから、その割合は4%弱に過ぎないこととなります。しかも、女性最高裁判事（経験者を含む）7名のうち、法律専門家は4名で、職業的裁判官出身者は一人も就任しておりません。

平成25年に、鬼丸かおる氏の任命により一旦、3名の女性最高裁判事がおりましたが、平成31年に鬼丸氏、岡部喜代子氏のご退官により1名のみの体制に戻り、その後令和元年10月の岡村和美氏の任命により、2名の体制になりました。男女共同参画計画の推進中にもかかわらず、最高裁判所も内閣も、女性最高裁判所判事の実現に、消極的であったといわざるを得ません。

ちなみにこれまで高等裁判所長官に就任された女性は、昭和62年1月、札幌高裁長官に就任した野田愛子氏を嚆矢にわずか5名のみと、ここでも最高裁判所の消極姿勢は顕著といえます。

女性裁判官の数は、令和元年12月1日現在787名（全裁判官数の約23%）に及びます。彼女達が、暗に所謂「ガラスの天井」を感じながら執務しているとすれば、誠に残念な事態といわざるを得ません。

(2) 男女によって、直ちに判断内容が異なるものとは考えておりません。もっとも、平成27年12月のいわゆる夫婦別姓訴訟において、多数の男性裁判官と女性裁判官との間に判断の差異があったことに象徴されるように、女性差別に関係する事案について、男女の裁判官において受け止め方に違いがあるのではないかと考えるのは、ごく自然のことです。また、そもそもそのような事案を、男性裁判官のみ（あるいは圧倒的に多数の男性裁判官）が審理し重要な判断を下すという体制自体に、少なからず違和感を感じざるを得ません。本来、重要な司法判断をなす法廷にあって、男女比が同数の裁判官により構成される方が自然な姿と考えます。

3 結 語

司法界においても，男女共同参画計画に基づき，指導的地位に占める女性の割合が30%になる取り組みを積極的に推進するためには，まずは今年ご退官予定の4名の最高裁判事の後任に，複数の女性の推薦，任命をされることが必須となります。

なお，ご退官予定者には，女性1名が含まれます。この度、2名の女性を任命しても，平成25年から同31年3月までの3名体制に戻るのみであり，むしろ新たに3名以上の女性を任命して，早期に30%の実現に近づくよう要望いたします。

以 上